

入札のご案内

公益財団法人北九州産業学術推進機構が行う委託業務等における競争入札は、本財団会計処理関係規程類「一般競争入札のお知らせ」「入札のご案内」のほか、地方自治法、同法施行令、北九州市契約規則その他関係法令に準じて執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 仕様書の交付

仕様書の交付は電子メールで行います。交付日時、申し込み方法等はホームページ上に掲載します。申し込み日時等ご確認のうえ、必ず仕様書、図面等（以下、「仕様書」という）を受け取ってください。なお、仕様書が受け取れなかった場合、原則として入札に参加できませんので、特に注意してください。

2 入札の準備

- (1) 見積に当たっては、仕様書等及び現場をよく確認のうえ、入札してください。
- (2) 仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めてください。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は、本財団所定の様式のものを使用してください。
なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正の必要はありません。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の方法

- (1) 入札は、「一般競争入札のお知らせ」に示した日時及び場所で行います。
入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないよう十分注意してください。
- (2) 入札執行の場所には、入札者以外の立入りはできません。
- (3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (4) 代理人による入札を行うときは、委任状を提出してください。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を入札日前日の17時必着で当財団ロボット技術センターへ郵送あるいは直接持参してください。なお郵送される場合はあわせて電話でご連絡ください。
- (4) 共同企業体の場合、企業体としての辞退はできますが、企業体構成員の一員からの辞退はできま

せん。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (3) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 再度入札の場合、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
- (7) 前各号のほか、指示した事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 指定された日時に「仕様書等」の交付を受けなかったとき。
- (2) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (3) 代理入札で委任状が不備のとき。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

10 再度入札

- (1) 落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 再度入札に参加することができない者は、1回目の入札において無効とされた者とします。

11 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。